

◎新潟県告示第919号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成28年8月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
津久野工業団地	南魚沼市津久野下新田字江端の一部 南魚沼市津久野字白欠の一部 南魚沼市津久野字大原の一部 南魚沼市津久野字三国川島の一部 南魚沼市宮字西原の一部 南魚沼市宮字浦ノ島の一部	平成28年8月23日